

## 愛知県公益認定等審議会の主な用務（審議事項等）

### 1 知事からの諮問に対する答申

知事が 公益認定、公益法人の変更認定、合併認可に対する処分をしようとする場合 公益法人に対して勧告、命令、公益認定取消しをしようとする場合 処分、命令、公益認定取消しについての異議申立てに対する決定を行う場合に、知事からの諮問を受けて答申（認定法 43 条 1 項、3 項、51 条）

知事が (1)特例民法法人の公益法人への移行認定、一般社団法人等への移行認可に対する処分をしようとする場合(2)移行法人の公益目的支出計画の変更認可に対する処分をしようとする場合 移行法人に対して命令、認可取消しをしようとする場合 処分、命令、認可取消しについての異議申立てに対する決定を行う場合に、知事からの諮問を受けて答申（整備法 133 条 2 項、3 項（3号を除く。）4 項、138 条 2 項）

上記答申をしたときは、その内容を公表（認定法 44 条 1 項、整備法 139 条）

### 2 知事への勧告

知事からの書類等の送付を受け（注 1）又は報告徴収等が行われた場合（注 2）に、必要と認める限度で勧告、命令、公益認定・認可の取消しその他の措置をとることについて知事に勧告（認定法 46 条、54 条、整備法第 136 条、141 条）

（注 1）知事から、公益法人の変更届、合併届、解散届、許認可等行政庁が述べた意見 移行法人の公益目的支出計画の軽微変更届、合併届、公益認定届 毎事業年度経過後に公益法人及び移行法人から提出された財産目録、公益目的支出計画実施報告書等の写しが送付されます（認定法 45 条 1 項、2 項、53 条 2 項、整備法第 135 条 1 項、140 条）

（注 2）公益法人の事業の適正な運営の確保 移行法人の公益目的支出計画の適正な実施のために必要な限度で報告徴収、立入検査、質問（認定法 27 条 1 項、59 条 2 項、整備法 128 条、143 条 2 項）を実施し、その結果が報告されます。

上記勧告をしたときは、その内容を公表（認定法 46 条 2 項、整備法 136 条 2 項）

（略称）

「認定法」 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）

「整備法」 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）

# 移行認定申請に係る事務の流れ

申請手続き



申請者

申請書

行政庁

整備法 § 47  
「都道府県知事所管」

整備法 § 101  
認定法 § 6  
「欠格事由」

諮問書

事務局

整備法 § 100  
「定款変更 法人法令適合」  
認定法 § 2  
「公益目的事業」  
認定法 § 5 ~  
「認定基準」

行政庁

審議会

審議

答申書

公表  
整備法 § 134  
認定法 § 44

調査報告書

認定 / 不認定

公示  
整備法 § 108



移行認可申請に係る事務の流れ

申請手続き



申請者

申請書

申請

行政庁

整備法 § 47  
「都道府県知事所管」

諮問書

審議会

審議

答申書

公表  
整備法 § 134  
認定法 § 44

事務局

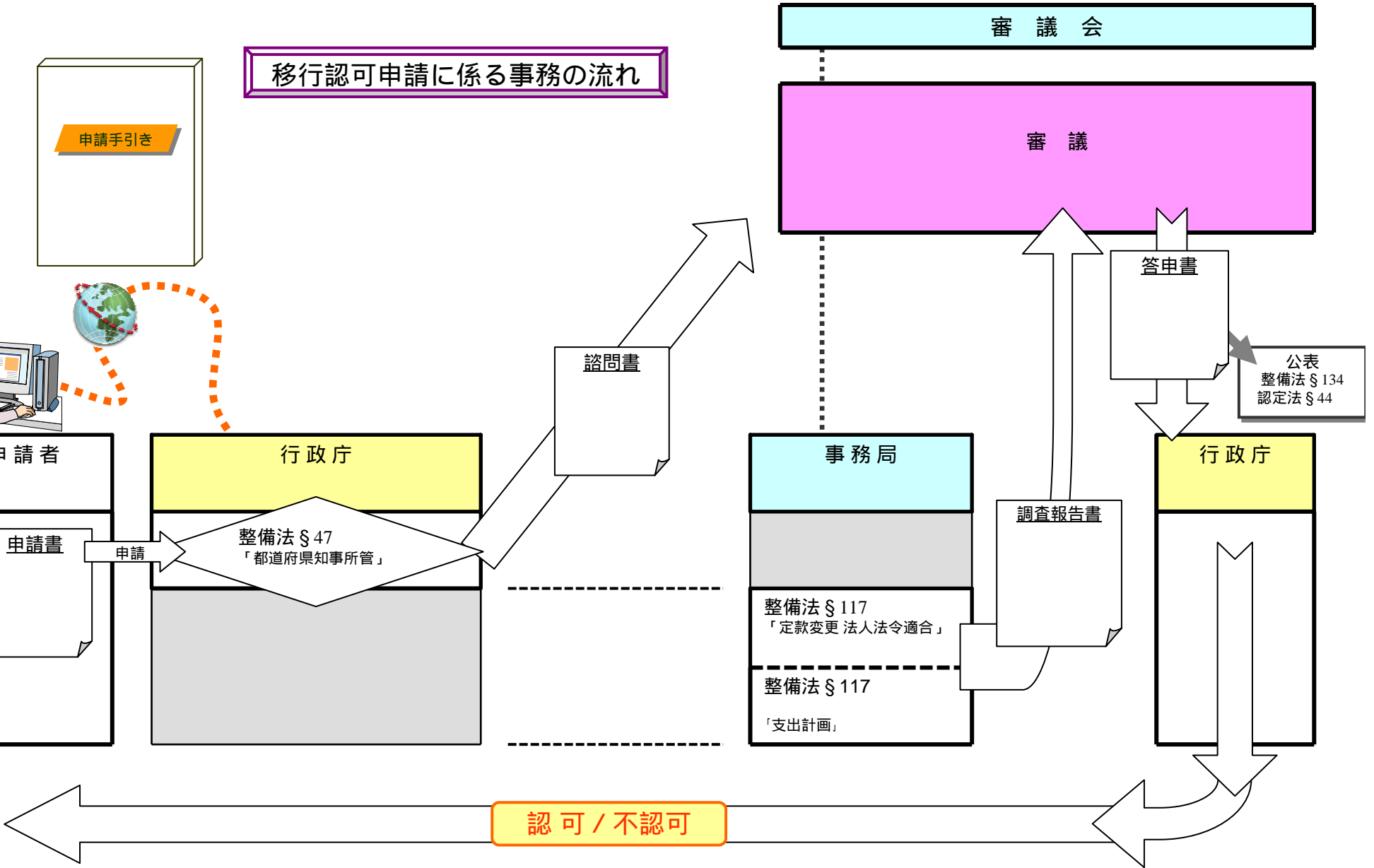
調査報告書

整備法 § 117  
「定款変更 法人法令適合」

整備法 § 117  
「支出計画」

行政庁

認可 / 不認可



## 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（抜粋）

### （委員会への諮問）

第四十三条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、第八条又は第二十八条第五項（第二十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による許認可等行政機関の意見（第六条第三号及び第四号に該当する事由の有無に係るものを除く。）を付して、委員会に諮問しなければならない。ただし、委員会が諮問を要しないものと認めたものについては、この限りでない。

一 公益認定の申請、第十一条第一項の変更の認定の申請又は第二十五条第一項の認可の申請に対する処分をしようとする場合（申請をした法人が第六条各号のいずれかに該当するものである場合及び行政手続法第七条の規定に基づきこれらの認定を拒否する場合を除く。）

二 第二十八条第一項の勧告、同条第三項の規定による命令又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消し（以下「監督処分等」という。）をしようとする場合（次に掲げる場合を除く。）

イ 監督処分等を受ける公益法人が第二十九条第一項第一号又は第四号のいずれかに該当するものである場合

ロ 第十三条第一項若しくは第二十四条第一項の規定による届出又は第二十二条第一項の規定による財産目録等の提出をしなかったことを理由として監督処分等をしようとする場合

ハ 第四十六条第一項の勧告に基づいて監督処分等をしようとする場合

2 略

3 内閣総理大臣は、第一項第一号に規定する処分、第二十八条第三項の規定による命令又は第二十九条第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の規定による公益認定の取消しについての行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による異議申立てに対する決定をしようとする場合には、次に掲げる場合を除き、委員会に諮問しなければならない。ただし、委員会が諮問を要しないものと認めたものについては、この限りでない。

一 異議申立てが不適法であるとして却下する場合

二 異議申立てをした一般社団法人若しくは一般財団法人又は公益法人が第六条各号のいずれかに該当するものである場合

三 第一項第二号イ又はロに規定する理由による監督処分等についての異議申立てである場合

### （委員会による勧告等）

第四十六条 委員会は、前条第一項若しくは第二項の場合又は第五十九条第一項の規定に基づき第二十七条第一項の規定による報告の徴収、検査又は質問を行った場合には、公益法人が第二十九条第一項第二号若しくは第三号又は第二項各号のいずれかに該当するかどうかを審査し、必要があると認めるときは、第二十八条第一項の勧告若しくは同条第三項の規定による命令又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しその他の措置をとることについて内閣総理大臣に勧告をすることができる。

2 委員会は、前項の勧告をしたときは、内閣府令で定めるところにより、当該勧告の内容を公表しなければならない。

3 委員会は、第一項の勧告をしたときは、内閣総理大臣に対し、当該勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

(合議制の機関への諮問)

第五十一条 第四十三条(第二項を除く。)の規定は、都道府県知事について準用する。この場合において、同条第一項中「付して、委員会」とあるのは「付して、第五十条第一項に規定する合議制の機関(以下この条において単に「合議制の機関」という。)」と、同項ただし書中「委員会が」とあるのは「合議制の機関が政令で定める基準に従い」と、同項第二号八中「第四十六条第一項」とあるのは「第五十四条において準用する第四十六条第一項」と、同条第三項中「委員会に」とあるのは「合議制の機関に」と、同項ただし書中「委員会が」とあるのは「合議制の機関が政令で定める基準に従い」と読み替えるものとする。

(合議制の機関による勧告等)

第五十四条 第四十六条の規定は、合議制の機関について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項若しくは第二項」とあるのは「第五十三条第二項において準用する前条第一項若しくは第二項」と、「第五十九条第一項」とあるのは「第五十九条第二項」と、同項及び同条第三項中「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（抜粋）

（委員会への諮問等）

第百三十三条 略

- 2 内閣総理大臣は、第四十四条の認定の申請に対する処分をしようとする場合（認定申請法人が第百一条第一項において準用する公益法人認定法第六条各号（第一号イ及び第二号を除く。）のいずれかに該当するものである場合及び第百一条第二項に規定するものである場合並びに行政手続法（平成五年法律第八十八号）第七条の規定に基づき当該認定を拒否する場合を除く。）には、第百四条第一項において読み替えて準用する公益法人認定法第八条の規定による同条第一号に規定する許認可等行政機関の意見（第百一条第一項において準用する公益法人認定法第六条第四号に該当する事由の有無に係るものを除く。）を付して、委員会に諮問しなければならない。ただし、委員会が諮問を要しないものと認めたものについては、この限りでない。
- 3 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、委員会に諮問しなければならない。ただし、委員会が諮問を要しないものと認めたものについては、この限りでない。
  - 一 第四十五条の認可の申請又は第百二十五条第一項の変更の認可の申請に対する処分をしようとする場合（行政手続法第七条の規定に基づきこれらの認可を拒否する場合を除く。）
  - 二 第百二十九条第二項の規定による命令又は第百三十一条第一項の規定による認可の取消しをしようとする場合（次に掲げる場合を除く。）
    - イ 第百二十五条第三項若しくは第百二十六条第一項の規定による届出又は第百二十七条第三項の規定による計算書類等及び公益目的支出計画実施報告書の提出をしなかったことを理由としてこれらの処分をしようとする場合
    - ロ 第百三十六条第一項の勧告に基づいてこれらの処分をしようとする場合

三 略

- 4 内閣総理大臣は、第二項若しくは前項第一号に規定する処分又は同項第二号に規定する命令若しくは認可の取消しについての行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による異議申立てに対する決定をしようとする場合には、次に掲げる場合を除き、委員会に諮問しなければならない。ただし、委員会が諮問を要しないものと認めたものについては、この限りでない。
  - 一 異議申立てが不適法であるとして却下する場合
  - 二 異議申立てをした特例民法法人が第百一条第一項において準用する公益法人認定法第六条各号のいずれかに該当するものである場合又は第百一条第二項に規定するものである場合
  - 三 前項第二号イに規定する理由による処分についての異議申立てである場合

（委員会による勧告等）

第百三十六条 委員会は、前条第一項若しくは第二項（第一号及び第四号を除く。）の場合又は第百四十三条第一項の規定に基づき第百二十八条第一項の規定による報告の徴収、検査若しくは質問を行った場合には、移行法人が第百十七条第二号に掲げる基準に適合するかどうかを審査し、必要があると認めるときは、第百二十九条第一項の勧告若しくは同条第二項の規定による命令又は第百三十一条第一項の規定による認可の取消しその他の措置をとることについて内閣総理大臣に勧告をすることができる。

- 2 委員会は、前項の勧告をしたときは、内閣府令で定めるところにより、当該勧告の内容を公表しなければならない。
- 3 委員会は、第一項の勧告をしたときは、内閣総理大臣に対し、当該勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

(合議制の機関への諮問等)

#### 第百三十八条 略

- 2 第百三十三条第二項、第三項(第三号を除く。)及び第四項の規定は、都道府県知事について準用する。この場合において、同条第二項中「委員会に」とあるのは「第百三十八条第一項に規定する合議制の機関(以下この条において単に「合議制の機関」という。)に」と、同項ただし書中「委員会が」とあるのは「合議制の機関が政令で定める基準に従い」と、同条第三項中「委員会に」とあるのは「合議制の機関に」と、同項ただし書中「委員会が」とあるのは「合議制の機関が政令で定める基準に従い」と、同項第二号口中「第百三十六条第一項」とあるのは「第百四十一条において読み替えて準用する第百三十六条第一項」と、同条第四項中「委員会に」とあるのは「合議制の機関に」と、同項ただし書中「委員会が」とあるのは「合議制の機関が政令で定める基準に従い」と読み替えるものとする。

(合議制の機関による勧告等)

- 第百四十一条 第百三十六条の規定は、合議制の機関について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項若しくは第二項(第一号及び第四号を除く。)」とあるのは「第百四十一条において読み替えて準用する前条第一項又は第二項(第一号を除く。)」と、「第百四十三条第一項の規定に基づき」とあるのは「第百四十三条第二項の規定により読み替えて適用する」と、同項及び同条第三項中「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。